特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数			A	.一1:指定	自治体の提案 D:現行法4	どおり総合特区で	担当省庁の見解 省庁の見解における対応欄内容] 実施 A-2:全国展開で実施 B-条件を提示して実 :対応しない F:各省が今後検討 2:指定自治体が	施 C:代替案の提示 検討		指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れらない d:その他	内閣府整理 【整理フラゲ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至り、一部が 詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の表現が可能であることについて国と地方で合意に至った iv:自合体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協認 v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	条件等を :もの
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
北海道フード・・ンプレックス国戦略総合特区	際 26201	「機能性表示食品」(仮称)と「北海道食品機能性表示制度」の併記	及田教が豪平(ハングライスを小呼風、(い来) 第2条第、1項第10号に掲げる「機能性表示食 品」(仮称)の要件を満たした食品上におい て、先に特を促棄を行い協議が整った「北海 道食品機能性表示制度」の併記を可能とす る。 ただし、双方の制度において、科学的根拠は 同一の成分を対象とするものに限る。	【政策課題】 「北海道食品機能性表示制度」につ いては、規制緩和を伴わない現行 制度内で構築された制度であり、効 能効果表示ができないことが、消費 者にかってかりにくく、お企かいにくない。 が、対していた点が 制度活用上の課題となっている。 (解決策) 「北海道食品機能性表示制度」の効 果効能表示の実現を図ることによ り、消費者の商品選択に資する情 報提供の完美が図られ、また企業 の制度活用が促進されることで食の 付加価値向上に資する。		消費者庁	消費者庁食 品表示企画 課	食品表示基準(バブ リックコメント時点での 第3第2条第1項第10 号に掲げる「機能性表 示食品」(仮称)	D	-	_	機能性関与成分によって健康の維持及び増進に 資する特定の保健の目的(疾病リスクの低減)に係 もものを除く。)が期待できるき名学の検拠に基 づいて容器包装に表示をする食品(特別用途食 力に容器包装に表示をする食品(特別用途食 を除く)であって、必要な事項を消費者庁長官に届 け出たもの	食品表示基準(薬)に抵触するものではなく、併記は制限されない。	-	回答については承知しました。 今後、協議内容を踏まえ、機能性表示食品との併配にかかる北海 海食品機能性表示制度適用要綱等の改正を進めて参ります。 今後とも北海立食品機能性表示制度の適用に際し、御指導・御助営 の程、宜しくお願い致します。	消費者庁から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii
				2回目													
				【政策課題】	1回目	消費者庁	消費者庁表 示対策課	景品表示法、健康增進法、食品衛生法	D	-	-		景品表示法及び健康増進法において、事業者が表示の裏付けとなる合理的な根拠の開示により、消費者が自主的かつ合理的に選択できることは適切な対応と考えられます。表示内容やその根拠が事実と異なっていない場合、消費者に誤認を与えない場合には、「頭床試験論文の地学ケイ・掲載節序を登品に表示する行為」を両法では何ら禁止しているものではありません。	а	回答については承知しました。 今後、リンクを行う論文の内容が健康増進法、景品表示法等、特に にりわる危健度息に関する景品表示法及び健康増進法上の留意 事項について」を踏まえ、担当部局と判断方法について相談の上、現 行法の範囲内で実施可能なスキー人を検討します。 引き続き、御指導・御助言の程、宜しくお願い致します。	消費者庁から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii
北海道フード・3			③ さらに 通りに 夫服された 試験和末に 基 ス いわゆるエピデンスのある	「北海道食品機能性表示制度」については、規制緩和を伴わない現行制度内で構築された制度であり、効能効果表示ができないことが、消費者にとってわかりに欠けるといった点が	길비티												
北海道フード・コンブレックス国際戦略総合特区	除 26202		37人の機能にあるとなるすとによれる事業 す、業事法に接触しないような法連用の実施。 権・ 権・ 、上記行為が業事法、食品衛生法、景 品表示法、健康増進法に規定する誇大広告 に当たらないことの確認。	「北海道食品機能性表示制度」の効果効能表示の実現を図ることによ	108	厚生労働省	厚生労働省局 医荚膜 医荚膜 大學 医荚膜 大學 医荚膜 计算	医薬品医療機器法	D	-	_	_	Webサイトに掲載される臨床試験論文の内容が、食品で認められる 範囲内(医薬品的効能効果を標ぼうしない範囲内)であれば、医薬 品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に 接触しない。	1 1	回答については承知しました。 今後、リンクを行う論文の内容が医薬品医療機器法上の「医薬品的 効能効果を模式うしない範囲内であることの判断について、担当部 局と判断方法について相談の上、現行法の範囲内で実施可能なス キームを検討します。 引き続き、御指導・御助言の程、宜しくお願い致します。	厚牛労働省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現	iii
					2回目												

特区	名 番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数			A-1:指		どおり総合特区で	担当省庁の見解 省庁の見解における対応欄内容】 実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実 :対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が	検討		指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 α:了解 b:条件付き了解 c:受け入れらない d:その他	内閣府登理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うとはこついて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を 詰めるための協議を継続するもの ii:現行制度においても取りの実現が可能であることについて国と地方で合意に至したもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生した場合に改めて協議を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
					ŧ	当省庁 打	当課 根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
北海道フンブルック戦略総合	ス国際 2620	農地の土壌分析に対 3 する計量証明事業の 登録に係る規制緩和	展協等が行う土壌分析は、農業者が適正施肥を行うための営農指導の一環であり、また、分析値の使用影響を決定するという関定的なよのである。さらに簡易な測定に基づく、所便な分析値を担定をあっても別を指しまる。 がようながある。さらに簡易な測定に基づく、 所便な分析値であっても利用可能であることから、計量法が求める有資格者による版格の 計量法が求める有資格者による版格の、計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土 集中の物質の選度似に、たに書きとして出 等が行う農地の土壌分析を適用除外とするよ 、規制緩和を求めるものである。	計量証明事業の登録(環境計量士 の配置義務等)を行かなければ、農 業者に分析値の提示ができず。計 量法が求める有資格者による厳格 な分析値を担保する必要性が乏し いことから。計量法施行令第28条第 引号「大気、水又は土壌の行ゆの物質の 渡度」に、ただし書きとして農協等か	経	産業 境局 基準 ニツ	主集省 計量法第107条第2 計量法施行令第28: 第1号		提案者から代表 提案者から代表 指面の検討 の進捗状況 による。	体的な代替措置 の提案を受けた のち、要望に沿う ことができるか否	昭和40年代以降の公害防止の社会的要請を受け、有害物質等の計測を実施する事業格する事業を有に関し、第三者機関として当該計測を適切に実立する必要があるとの認識のもと、計測能力の向上及び信頼性の確保を図ることを目的に環境計量証明事業の登録制度を創設。	考人特心、管相量とかの原生を出り、 計量法における「計量証明」とは、法定計量単位により物象の状態 の量を計り、その結果に関して行う場合は「計量証明事業」に該当する。したがっ、民後等が無地の土壌分析を行し、その分析値を最悪者に 示すことは、計量証明に該当し、当該分析を反復継続して行う場合 、計量証明事業に該当さため、都道病保知事への計量証明事業 としての登録が必要となる。また、当後分析を規模である。 加えて、環境計量証明の創設された過言に鑑みれば、正確な計量 は不可欠である。したがって、農協等の実施する土壌分析を計量証明 事業から除外するのであれば、環境問連上規・環境分析測定方法に 構造し、事業所内の環境分析測定の管理・監督を行う環境計量主なし にどのように正確な計量を担保するのか、環境方等に対する消費 者等の懸念とどのように対応するのか等に関いて何らかの代替措置 が必要。 今後、提案自治体から上配代替措置の提案を待った上で、再度農 協等が実施する土壌分析を計量証明事業から除外できるか否かの検 討を行うこととする。	а	代替措置について、別途提案する。	提案の実現に向けて自治体は計量証明事業と同等の正確性、信頼性を有する代替措置について検討する必要がある。一旦協議を終了するが、上記代替措置について検討た上で、次回以降に経済産業省と改めて協議を行うこと。	
					2回目											
北海道フンブルック戦略総合	ス国際 2620	農地中間管理機構が 6 行う農地中間管理事 業の適用拡大	農地中間管理機構の農地売買等事業も機構 集積協力金の対象とする。	今年度から導入された農地中間管理機構は、担い手農業者への農地 果積、集約の目的は同じたあるものの、主として賃貸借事業を対象としており、精算コストの総派、農地の地力を高める投資や適正管理を促進し、将来の安定した農業生産を確保するためには、所有権移転を進める必要がある。	1回目	無 本水産省 経営 政策		E	_	_	農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域 及び個人を支援することにより、農地中間管理機 機を活用した担い手への農地集積・集約化を加速 する。	農地の売却代金を得ている売り主に対して直接的な財政支援を講じることは、個人の資産形成を支援することにつながるので、これを行うのは困難。 成果 林水産省としても、北海道のように、農地の売買価格が収益 返元価格に近い地域においては、売買による農地の集積、集約化が円滑に進むようにしてい必要があると考えているため、 ① 知事の判断で機構が売買事業を行えるようにするとともに、 ② 農地を譲渡した場合の譲渡所得股の800万円の特別控除等の税制・金融面での支援を行っているところであり、これらの支援を活用頂きたい。	d	ストの増加や生産力向上の阻害要因等となっている賃貸借農地の貨	- - 農林水産省から農地売買事業を機構集積金の対象とすることは個人の資産形成を支払 することとなるため対応は困難との見解が示されたことから、一旦協議を終了するが、自 治体は農地中間管理事業の影響等を検証し、さらに検討を行った上で、必要に応じて次 回以降に農林水産省と改めて協議を行うこと。	1
					2回目											

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数			А	-1:指定	自治体の提案& D:現行法令	どおり総合特区で	担当省庁の見解 省庁の見解における対応欄内容】 実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実 :対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が	施 C:代替案の提示 検討		指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応機内容】 a: 7解 b: 条件付き了解 c: 受け入れらない d: その他	内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条 詰めるための協議を継続する私。 ii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至った・ iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議 vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	・件等を もの
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
					1回目	警局課	察庁交通画	道路交通法第77条	z	-		道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない 道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又 は交通に危険を生じさせるおそれのあるものにつ いて、一般にはこれを禁止するが、当該行為に社 会公共の利益がある場合等で、このような行為を 行う必要性と当該行為により生じる交通の妨害の 程度とを比較衡量し、当該行為によって得られる 利益が、当該行為により生じる交通の妨害の程度 を上回るため、交通に支障が生ずることもやむを 解除して適法に当該行為を行わせるという例な禁止を 解除して適法に当該行為を行わせるという例な禁止を 解除して適法に当該行為を行わせるという組 かり、保安基準を満たさないものが、道路使用許 可によって公道走行が認められるようになる制度 ではない。	御提案については、実務者レベルの打合せの結果、どのような使用方法とするか等について、さいたま市において整理するものとなったと認識しております。	d	本市が総合特区において取り組む社会実験は、今後の環境未来都市形成のために必要な公共性・公益性のあるものと考えている。国土 交通省に対して保安基準の緩和を求め、保安基準を満たしたモビリティが走行実験で必要となる措置について引き続きご助言いただきだい。	提案を実現するために、使用方法等を含めて自治体において整理することとなったため、協議を終了する。 め、協議を終了する。 なお、警察庁は保安基準を満たしたモビリティを用いる走行実験で必要となる措置につ いて引き続き自治体の相談にのること。	v
次世代自動スマートエネ	車・ ル 26207	リティとして、普通自転車に発進時や各坂時	ひ一部の少担/にありる試験定行を追給使用	者が活用することによる高齢者のモ ビリティの確保、さらに子乗せ二輪	2回目												
书一特区		電動の自走機能(最高 速度令~12km/nを装 着した車両)を安全に 活用するためのルー ルの構築		みる。	10目	国主交通省 旬 術	且土交通省 主動政策 課	道路運送車両の保安 基準(昭和26年運輸省 令第67号)	z		_	67号)は自動車及び原動機付自転車等が公道を	御提案については、実務者レベルの打合せの結果、どのような使用方法とするか等について、さいたま市において整理するものとなったと認識しております。	d d	本市が総合特区で目指すモビリティの活用において必要となる保安 基準の一部緩和の可能性についてご助言をいただいた。提示したモ ビリティの具体的仕様をもどに、社会実験での走行に向けたモビリ ティの構造に関する具体的、技術的な議論について早急に準備を進 めていきたいので引き続きご指導賜りたい。	提案を実現するために、使用方法等を含めて自治体において整理することとなったため、協議を終了する。 なお、国土交通省は走行実験に向けて必要となる保安基準上の措置について引き続き 自治体の相談にのること。	v
					2回目												
次世代自動 スマートエネ ギー特区	車・ ル 26208	電動自転車の普及に 資するワイヤレス給電 システムの設定に係る 手続きの簡略化	ひ人体への女室性等が担保されることが検証された装置であること。)の設置について、型式指定又は型式確認によるものとし、個別の	電システム導入により電動自転車 の利活用を促進し、環境に優しいよ り安全で利便性の高いモビリティの 普及を実現することで、環境課題を	1回目	務省電	信基盤局 記波部電波	電波法第100条第1項 電波法施行規則第45 条第3号、第46条 46条の2、第46条の7	D	_	-	_	御提案については、実務者レベルでの打合せの結果、提案者から、 現行の個別設置許可により対応する旨の発言があったので、現行制 度により対応することといたします。	b	当面の社会実験の実施にあっては個別設置許可で対応し、実現に取り組んでいく。ただし、本提案事項は、電動自転車の普及に資するワイヤレス給電システムの設置に係る手続きの簡略化であって、社会実験の実施において電波干渉や人体への影響を必要を被証を行い、型式指定等の普及に向けた手続きの簡略化に必要なエピデンスを蓄積していくこととする。	総務省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii
					2回目			46条の2、第46条の7									

4	寺区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数			А	一1:指定	自治体の提案 D:現行法・	どおり総合特区で	担当省庁の見解 省庁の見解における対応機内容】 実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実 :対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が	施 C:代替薬の提示 検討		指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:7解 b:条件付き了解 c:受け入れらない d:その他	内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部を 詰めるための協議を維持するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至った iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議 vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	条件等をたもの
							担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
	かな地域医	26209	ICTを活用した遠隔栄養食事指導の診療報 酬化に向けたエビデン	ICT(TV会議システム等)を活用した遠隔栄養 食事指導が、対面指導と比べて患者に対する 医療サービスの質、効果が上がるというエビデ ンスの値立に係る臨床試験の実施方法や症 例規模、指揮等についてのガイドライン、基	指導を普及・拡大させることが、糖 尿病の重症化予防等の促進に繋が	108	厚生労働省	厚生労働省療 保険 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係	(根拠法令) なし (関連法令) (関連法令) (受健康保険法(大正11 年4月2日法律第70 78条第2項 「の治療報順の第定方 法(平成20年厚生労働 (昭和23年7月30日法 律第201号)第20条	E	-	-	を受け、中央社会保険医療協議会において個別 に安全性、有効性を確認したうえで保険適用の 后について厚生労働大臣の診問に対して各申し、 それを受けて厚生労働大臣が告示することによっ て保険給付の対象となるところ、本提家について は、学会等からの要望以前の段階に関する疑義	本提案は、保験適用を目指す医療技術に関する臨床研究の実施方法や保験適用を希望する際に提出すべき安全性、有効性のエピデンスに関するがパラインの提示を国に求めるものであるが、臨床研究の実施方法や保険政戦の可含を判断する際に要求される、安全性、有効性が確認できるエピデンスがどのようなものかということについて、保険適用を目指す個別の医療技術で上の、保険収載の要望を行う学会では、保険適用を図りに実施が止ただくものであり、御提案について厚生労働省として対応することは困難である。	d	○安全性、有効性が確認できるエピデンスがどのようなものかということについて、国が一律に示すことができるものではない、との点については了解。 しかしながら、本特区としては、「遠隔での栄養指導」の保険診療化実現により、患者の利便性向上や糖尿病の重症化予防につながると考えて接来を行っているものであり、人口減少や高齢化の進む今後において非常に有効な医療手段であると考えている。 つ本県は、このような課題についての先進県でもあり、こうした遠隔での実指導のではおいて環境が整備されている先進県でもあり、こうした遠隔で「医療制造の関係とて最適であると考えており、医生発指導の有効性を実証する機として最適であると考えており、厚生労働省においても、地域医療の課題解決に資する遠隔指導の推進についての先進展であると考えており、できないであると考えており、できないの場合といる。	厚生労働省から安全性、有効性が確認できるエビデンスがどのようなものかということについて、国が一律に示すことができるものではないとの見解が示されたことについて、自治体は了解している。しかし、自治体において、本境寒は非常に有効な医療手段であると考えているため、厚生労働省において、地域医療の課題解決に資する遠隔指導の増進について積極的な検討をするとともに、円滑なエビデンスの収集が図られるよう、可能・サロルは経過性の参資にからになって、	1 V
					2回目													
					椿による五島列島活性化特区においては、評価指標として「自生椿林の活用促進と耕作放棄地への椿面積の	108	総務省	総務省自治 局固定 資産税課	地方秘法第22条	E	-	-	地方税に関する調査に従事する者が、その職務 の遂行にあたり知り得た私人の秘密を第三者に知 らせることは、人権の侵害となるため、これを防止 するための罰則が設けられている(地方税法第22 条)。	地方税法第22条の趣旨は左記のとおり税務職員が秘密を第三者に 漏らすことによる人権侵害の防止である。 農業委員会の非設置市町村において市町村農政部局が情報提供 を受けられるのは、提供される情報が、農地法第3条の許可又は同法 第3条の3の届出義務により、農地の所有者と市町村農政部局との間 で秘密ではないためである。 したがって、情報の何部利用を農業委員会の非設置市町村に限定 するという「規制」をしているものではない。 農業委員会の設置市町村において市町村農政部局が情報提供を 受けるためには、当該許可又は届出義務の範囲についての所管省庁 における検討が必要である。	а	本提案は、農地に椿が自生しており、収穫できる椿実があるが、収穫されず椿油として利用されていないものについて活用できるよう、権利者を特定するための作業の一環として提案したものである。農地の最記名義人等については農業委員会と連携を図りながら迅速な把指に努める事とし了解する。	総務省から対応しないとの見解が示されたことについて、自治体は了解しており、協議を終了する。	ě V
		1 1 1	体務が同の、固定員 産課税台帳に記載さ れている農地に関する	固定資産課税台帳に記載されている農地に 関する情報の内部利用について、耕作放棄 地や遊休農地の解消またはこれらに係る措 置を目的とした場合に限定して、市面村農政・	拡大」を上げており、その取り組み の一つとして椿台帳の作成を上げて いる。椿林の所在地や所有者を把 握し、管理状況などを補足できる椿 台帳を整備することにより、効率的 な椿実収穫体制づくりを目指してし る。しかしながら、例えば農地に受	2回目												
島活竹	椿による五島列 島活性化特区	1	農地に関する情報に係る個人情報の目的	を目的とした場合に限定して、市町村農政・ 務部局についても、農地法第の会により農 委員会への提出が職務付けられている事 はついては情報提供が認められるよう規制 緩和を求めるものである。	権利者の特定が進まず有用な管理	108	農林水産省	農林水産省経営局農地政策課	農地法 農業経営基盤強化促 進法施行規則等の省令 (平成26年農林水産省 等24号) 国立資産課税台帳に 記載されている最地に 可立資産課税会を開ける情報の取扱いに 万成26年農地に 第3966号)	D	-	_	地に関する情報の内部利用・相互提供ができる。	農地法第51条の2の規定において、都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、農地に関する情報の内部利用・相互提供や他の機関に関する情報提供を求めることができるとされており、農業委員会は、展地台帳の正確な記録を確保するため、毎年10日以上、農地台域の正確な記録を確保するため、毎年10日、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	а	本提案は、最地に棒が自生しており、収穫できる棒実があるが、収穫されず椿油として利用されていないものについて活用できるよう。権利者を特定するための作業の一環として提案したものである。悪地の登記名義人等については農業委員会と連携を図りながら迅速な把握に努める事とし了解する。	農林水産省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、投票を終了する。	iii
						2回目												

	特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数			Α	.一1:指定	自治体の提案 D:現行法<	どおり総合特区で	担当省庁の見解 省庁の見解における対応機内容】 実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実 :対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が	検討		指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:7解 b:条件付き了解 c:受け入れらない d:その他	内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うことにう方向性について合意に至り、一部条件等を 詰めるための協議を継続するもの ii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体に省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再奨家に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
							担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	
減災	のくに防災 ・地域成長 ル総合特区	26211	工場立地にかかる緑 地等規制の緩和	一定規模以上の製造業等に係る工場又は事業所を立地する際に遵守すべき緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合は、工場立地法や同法に関する準則で定められているが、当該総合特区内の指定した区域に立地する工場又事業所の環境能設及び総地の敷地面積に占める割合については、工場立地法で定めた準則に代えて、地方公共団体(町)が条例により定めることができるものとする。	の受け皿となる地域の形成を図るため、実際に企業誘致を行う地方公 共団体の自由度を高めることにより、土地の有効利用を図った企業立 地を促進し、目標とする地域づくりを	:	経済産業省	経済済産業業 業務 養	工場立地法 第4条の2 工場立地に関する準則 第2条、第3条		-	-	工場立地法の目的は、工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることにあり、 緑地や環境施設については、工場の周辺地域の 環境改善や工場との空間的な遮断を図るために 設置を義務付けている。	本提案については、現行法により対応可能である。 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化 に関する法律企業立地促進法)第10条第1項に基づき、企業立地 重点促進区域を設定した基本計画について主務大臣の同意を受けた 地方公共団体(市町村に限る。は、製地面標本及び環境施設面積率 について、工場立地法第4条第1項(国率則)、第4条の2第1項(都定 所果型則)又採り(市準別)に代表で通用すべき準則を例で定 めることができる。このため上記区域に含まれる町においては、準則 を定めることができる。このため上記区域に含まれる町においては、準則 を定めることができる。なが、当初の提案である工境立地法第4条の2における準則を町が 条例により関連することは、都道府県等をのが行政の規模、コスト、 効率等の総合的な観点から鑑みて適切ではない。	a	工場立地法の規制緩和は困難との見解であるが、企業立地促進法 において、用途地域の定めの有無に関わらず企業立地重点促進区 域の設定が可能であり、国の同意を受けることで町においても準則 条例制定できることが確認できたため、提案内容は美現可能である ことから了解する。	経済産業省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	
						2回目												
減災	のくに防災 ・地域成長 ル総合特区	00010	農業振興に資する施 設に関する要件の緩	当該総合特区の計画に位置付けた事業により設置する農家レストランで、設置者が農業者 (農業者の組織する団体、悪地等)を含む)で あり、当該施設を設置する市内(両内)で生産 される農畜産物を量的又は金額的に5割以上 域の農業の振興に資する施設について、農業 振興地域の登場では一次である。 は「大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	機能を受ける。 農業用施設に追加し、農用地区域 の用途変更で対応することで、地域	10目	農林水産省	農林水産省最農村振画課	農業振興地域の整備 に関する法律第3条第4 号、同法施行規則第1 条	С	-	-	展用地区域内の展用地等は、展業上の利用を 確保する土地であることから、当該区域内に設置 できる農業用施設は農業者の農業生産に必要な 施設であることが必要。	自治体との実務者レベルの打合せにおいて、昨年12月15日に施行された地域再生法の改正により、農家レストランの設置に当たって、市町村が地域農林水産業振興施設を報酬・画を作成し、都道府県知事の同意があれば、かんが、地水本業等の受益地が事業第二代8日年経過でも農用地区域から除外が可能であり、農地転用の許可があったこととかなされる等、展播法及び農地法の特例を指置した言、説明し、自治体に対して地域再生法の活用を検討されるが併せて説明した。 なお、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日間議決定)において、「国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する」とされたところ。	b	地域再生法については、農振法および農地法の特例が措置されるとともに、3月11日に農林水産省農村展開局長から通知された1地域 農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン」の中で、具体的な適用が自分が表され、地域再生法の活用により、提案 内容の実践が可能であることから了解する。 なお、農家レストランを農振法第3条第・項第4号の農業用施設に 加えるとした建業については、国家関略特定において連やかに効果 を検証し、全国展開に向けた検討を行うとのことであるが、迅速かつ 柔軟な対応を要望する。	展析水産省から代替条が提示され、目活体の提条は実現可能となつにこの、協議を整了する。 なお、農林水産省は、内閣府と連携し、平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)において、「国家戦略特別区域制度の下でその法用事	
				に施設の設置が可能となる。		2回目												

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数			А	1:指定	自治体の提案 D: 現行法・	どおり総合特区で	担当省庁の見解 省庁の見解における対応欄内容】 実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して集 :対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が	度施 C:代替案の提示 V検討		指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:7解 b:条件付き了解 c:受け入れらない d:その他	内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取利超を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を 結めるための協議を継続するもの ii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント
				【政策課題】 〈地域包括ケアの未成熟〉 同山市の方程保険適用のベッド数 は政令市の中で最も多いが、特別 差護を人ホームの待機者数は平成 23年時点で3.281人に上る。これは、 市内において特別養援を人ホーム をはじめとする介護保険で調けないということではなく、 医療のニーベンを分介機度、家族の 状況等の様々な要素に起因する状 形像の高齢者であってもをで安	10日	厚生労働省	厚生労働省 老健局振興 課	指定居宅サービス等及 び指定所建予院サービス 等に関する基準につ いて(平成11年9月17 日老企第25号)	D	-	-	-	「指定風宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」では、以下のとおり一定の要件を満たせば、適所介護の提供は事業所外でも可能となっている。 〇指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) 第三 介護サービス 第三 介護サービス (2)指定適所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 (4)指定適所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 (4)指定適所介護は、事業所のでサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。 カらかとめ適所介護計画に位置付けられていること カらかとめ適所介護計画に位置付けられていること カらかとめ適所介護計画に位置付けられていること	а	了解した。	厚生労働省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。
				心して暮らすことができる地域包括 ケアが構築できていないことによる ものである。高齢者が必要な医療・	2回目											
岡山型持続可	T能	デイサービス送迎車に	昼间利用されていないアイサー こ人达地里寺	介護サービスだけでなく、配食等の 生活支援サービス、外出支援、家族 介護者へのサポート等が受けられ												
な社会線派モル構築総合和	デ 26213	よる外出支援事業		るようになって初めて施設ニーズから在宅ニーズへと転換することが可能となる。現実に多くの高齢者が在宅を希望している中で、質の高い在宅サービスを実現していくことが喫緊の課題である。 【解決策】 (3地域包括ケアの実現在宅で寝たきり高齢者に対して、訪問診療や配食等の在宅サービスを規制の組和等を行うともに、利用できるよう各規制のした。計画が重要がなサービス提供を行うたともに、計画が重要がなサービスを提供を行うために、訪問介達・訪問音というというに、計画介達・訪問リハビリテーションを一体的に提供する動だなサービス類型を創設し、在宅を可能とする地域包括ケアを実現する。	108			道路運送法第70条 道路運送法施行規則 第49条	D	-	-	道路運送法第78条 道路運送法施行規則第49条 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス 等に関する基準について(平成11年9月17日老企 第25号)(厚労省)	デイサービス等を経営する者が、自己の事業所の利用を目的とする 通所・送迎を行う場合であって、送迎に係るコストを利用者個々から収 受しない場合にあっては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸 送自実験送と解され道速速法の規則の対象とはなりません。 通所が選ば事業所内でサービス提供を行うことが原則ですが、一定 の要件を満たす場合は事業所外でサービスを提供することができると されています。その場合は、サービス提供場所までの移動について、 事業所内で行う訓練を便宜上事業所外で行っているにすぎず、上記と 同様に自家輸送とにび扱うことが可能です。 なお、事業所外への移動に係る部分について、運送に係る対価が発 生していると認められる場合は、道路運送法に基づく許可又は登録が 必要です。	а	了解した。	国土交通省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。
					2回目											
岡山型持続 な社会経済 ル構集総合本	デ 26214	ICTを活用した居宅療養管理指導事業	医師による同月の二回目の往診については、 ICT(テレビ電話等)を活用した居宅復養管理 指導(医師に限る)についても介護報酬の算 定対象とする。	ではモースにおいています。 能となる。現実に多くの高齢者が在 宅を希望している中で、質の高い在 宅や・世に多美現していくことが要 緊の課題である。 【解決策】 ③地域包括ケアの実現 在宅で寝たきり高齢者に対して、 芸積極的に利用できるようを規制の 緩和等を行うとともに、利用者に合 わせた条数なサービス提供を行うた		厚生労働省	老健局老人 保健課	指定原宅サービスに要する整用の額の算定に 関する基準(平成12年 2月10日厚生省告示 第19号)	E	-	-	の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11年厚令37)第84条において、通院が困難な利用 者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状 況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえ	○ 居宅養養管理指導は、医師等が、通院が困難な利用者に対して、 その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握 し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことを評価するも のであり、往診又は訪問診療を行った日にのみ算定できることとして いる。 ○ そもそも医師による患者の診療においては、対面診療が原則であ	ď	いったん岡山市においてスキームを再検討するので、必要に応じて 相談にのっていただきたい	提案の実現に向けて、自治体はスキームについて更に検討を行うことが必要。一旦協議を終了するが、自治体は上記の点を踏まえた上で次回以降に厚生労働省と改めて協議を行うこと。
				めに、訪問介護・訪問看護・訪問リ ハビリテーションを一体的に提供す る新たなサービス類型を創設し、在 宅を可能とする地域包括ケアを実現 する。	1 1											

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数			А	1:指定	:自治体の提案 D: 現行法令	どおり総合特区で	担当省庁の見解 省庁の見解における対応欄内容】 実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して享 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が	態度 C:代替業の提示 (検討		指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:7解 b:条件付き了解 c:受け入れらない d:その他	内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部令 話めるための協議を継続するもの ii:現行制度においても地角の実現が可能であることについて国と地方で合意に至った iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議 vi:三国公職を終了し、再建築に向けて程楽者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	条件等を :もの
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
				・医療分野における放射線利用に ついて、医療機器は放射線障害防	10 🗄	厚生労働省	厚生労働省 這 医療計画課	医療法 医療法施行規則	E	-	-	病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し 必要な事項、これらの施設の整備並びに医療提供 施設相互間の機能の分担な業務の連合 するために必要な事項だけでなく、医療の安全を 確保するために必要な事項についても定めてお がよりに必要な事項等についても定めてお り、国民の健康の保持に寄与することを目的として いる。	〇前回の対面協議では、医療法は医療の安全の確保のために必要 な指置を講ずることを求める観点から規制を行っており、放射線導書 防止法とは異なる観点から法の規制が必要であることが確認された。	d	・高いQOLが実現できる診療用粒子線照射装置への社会ニーズが 高まる一方で、放射線利用については医療法や障害防止法をはは 複数の法律により規制されており、届出や安全措置等に関する事務 処理は一部重複して発生することから、診療用粒子線照射装置の普 及の障害となる恐れがある。 ・責省の見解では医療法の法益と他の法律の法益が認とることから 実際において共通項目があって七名館や開館は困難とのことであるが、現場における医療法で送立て表 が、現場における医療法で定める事務手続きは煩雑であるため、具 体的な改善点を挙げた場合、合理化及び簡素化についてご検討頂き たい。		· V
群馬がん治療 ・		置の放射線障害防止	放射線発生装置等放射線障害防止法の規制 対象となる放射線利用について、医療法等に より、現行の放射線障害防止法による規制と 同等の安全が確保されることが確認された ものについては、放射線障害防止法の対象 から除め」 医療法による用線のカセナス。ま	止法と医療法(医療法施行規則)の 双方により規制されており、一部は 二重規制となっており、様々な面で 煩雑な事務処理が行われている。 ・診療用粒子線照射装置の普及が 進まれる現在、診療用粒子線照射 装置による重粒子線治療の症例 増加・多様化により技術開発の加減	2回目												
百神区			から除外し、医療法による規制のみとする。 たは、二重規制となっている事項に関し、同項目については申請書式を共通化し、施設 査等の重複項目を1つに統一する。	放射線障害防止法による規制と同	章 /:-	環境省ル線	原子力規制 庁長村防護庁 長村防護射 ルー対策 保障 措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	E	-	-	放射線障害防止法では、放射線発生装置等の取扱を規制することによって、放射線障害を防止し、公共の安全を確保することが目的である。	○放射線障害防止法では、放射線発生装置等の取扱を規制することによって、放射線障害を防止し、公共の安全を確保することが目的であり、医療法と異なる視点から規制を行っている。異なる視点からそれでは他により規制を行っことは必要である。 ○個別の申請における申請書等の形式要件、法令の解釈、個別の立入検査の進め方について、ご不明な点がある場合には、ご連絡いただければ必要に応じて対応させていただきたいと考えている。	d	・高いQOLが実現できる診療用粒子線照射装置への社会ニーズが 高まる一方で、放射線利用については医療法や障害防止法をは比 複数の法律により規制されており、届出や安全措置等に関する事務 処理は一部里接して発生することから、診療用粒子線照射装置の書 及の障害となる恐れがある。 ・資庁の見解では障害的止送の法益と他の法律の法益が異なること から、実務において共通項目があっても省略や開節は困難とのこと あるが、現場における障害防止法で定める事務手続きは損性である ため、具体的な改善点を挙げた場合、合理化及び簡素化についてこ 検討頂きたい。	提案の実現に向けて、自治体は具体的な改善点について更に検討を行うことが必要。- 旦協議を終了するが、自治体は上記の点を踏まえて次回以降に原子力規制庁と改めて と 協議を行うこと。	v
					2回目												
千年の草原の 承と創造的活 総合特区	創造的活用 26216 運送事業の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	運送事業の許可基準 (事業用自動車の最低	道路運送法(昭和26年法律第183号。)の規 定に係る一般貸切旅客自動車運送事業の許 可及び認可等の申請に関する審査基準の特 例措置	観光消費や食料生産基盤の確信	10目	国土交通省 富土交通省 客課	日判半问派	道路運送法第4条第1 項	E	-	-	道路運送法第4条第1項 同法第6余	貸切バス事業において安全性を確保するためには、運行・整備の管理運営性制及び休憩施設等を確保することが不可欠ですが、車両1台のみによる収益では、現実に必要となる安全のためのコスト等を賄えないため、事業計可においては、一定の規模(単両数)を求めています。なお、今回の要望については、地域の他の事業者に協力を得ることで対応可能と考えられます。	d	バス事業の許可基準の特例については、提案事項等に対する関係 省庁の見解に基づき、地域の・バス事業者の協力を仰ぐことによって 対応可能であることから、地元関係者をはしめ、指定自治体間で十分 に調整し、事業実施を図る。 また、今回の授業事項に関連するタウシー事業の特例について、年 区側において九州連輸局に個別相談を予定しており、提案実現について再検討を行ったうえで、必要に応じて協議を検討したい。	提案の実現に向けて、自治体はまずは地域のバス事業者の協力を仰ぐべきという見解 を得ることができたため、一旦協議を終了する。なお、国土交通省は適宜自治体の相談 に乗ることとし、仮に自治体の取組が実現できないおそれがあることが判明した場合など で、自治体状態は本場へは、おいたが維持なるニー	¥ V
					2回目												